

## ■ Article (vol. 45) ■ .....

## 中小企業の会計

日税研専務理事 坂田純一

.....

中小企業の会計に関する基準（指針など）のあり方などが再び論議の的となっている。現在、税理士業界は「中小企業の会計に関する指針（以下「中小指針」という。）」を普及啓蒙しているところであるが、この「中小指針」は、平成17年8月3日、会計参与設置会社が計算関係書類を作成する際に拠るべき統一された会計基準の必要性の観点から、それまで複数存在していた「中小企業の会計に関する基準」についての統合機運が高まり、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会のほか、中小企業の会計のユーザーを代表する日本商工会議所、企業会計基準の設定主体である企業会計基準委員会の4団体において取りまとめられ、公表されたものである。

統合された「中小指針」は、会社法の定めとなっている「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。（法431）」の「企業会計の慣行」の一つと認知されており、特に中小企業において「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」として、その普及定着が図られている。さらに、「中小指針」は、会計参与設置会社のみならず、計算書類が作成される際の中小企業において拠るべき基準になるものとされている。なお、「中小指針」は、会計処理に関するすべての項目を網羅的に示しているわけではなく、記載されていない項目については、当然に、一般に公正妥当とされる会計基準に拠ることとなる。

「中小指針」は、①平成18年4月、会社法施行前に会社法及び会社法関係省令を踏まえ、主に、貸借対照表の純資産の部の表示、株主資本等変動計算書、注記表及び組織再編会計、引用条文の訂正等に対応させる、②平成18年8月企業会計基準委員会が公表した「金融商品の会計基準」及び「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」に準拠する、③平成20年5月「棚卸資産の評価・リース取引に関する会計基準」の変更などに対応する、④最近では平成22年4月に「資産除去債務・棚卸資産の評価・企業結合に関する会計基準」の見直しに対応する、など、四団体での見直し作業の結果、それぞれ改正されている。

もともと、中小企業の会計に関しては、平成14年6月、中小企業庁が「資金調達先の多様化や取引先の拡大を目指す中小企業が、商法上の計算書類を作成するに際して準拠することが望ましい会計のあり方を明らかにすることを検討す

る」として設置された「中小企業の会計に関する研究会」が「中小企業の会計に関する報告書（以下「報告書」という。）」を取りまとめたことが論議の緒となった。このときの「報告書」は、①前向きな中小企業にとって信頼性ある計算書類が有用になってきたこと、②平成 14 年 4 月から自社のホームページ等による計算書類の公開が可能となったこと、③税効果会計や退職給付会計など新しい会計基準の中小企業への適用が不明確であったことなどから、中小企業のあり方について一定の方向性を示したものであった。

今般、公表（平成 22 年 9 月）された「中小企業の会計に関する研究会中間報告（以下「中間報告」という。）」は、中小企業庁が「中小企業の実態に即した会計のあり方」について検討を行うために平成 22 年 2 月に設置した「中小企業の会計に関する研究会（以下「研究会」という。）」が、計 7 回の議論を経て、取りまとめたものである。

「研究会」は、「①近年、経済のグローバル化の進展に伴い、世界各国において、自国の会計基準を「国際財務報告基準（IFRS）」に収斂（コンバージェンス）させる、若しくは、IFRSを適用（アドプション）する動きやそれに向けた議論が展開され、我が国でも、日本国内の会計基準をIFRSにコンバージェンスさせる動きが加速化している。②会計制度は、上場企業のみならず、非上場企業にとっても重要な経済制度である。非上場企業、特にその大半を占める中小企業については、会計情報の開示先が限定されていること、経理担当者の会計に対する知識や人員体制が十分ではない等の実態がある。また、「中小指針」が、主として中小企業関係者から、多くの中小企業にとって、高度かつ複雑、経営者が理解しにくい、会計処理の選択の幅が限定的である、中小企業の商慣行や会計慣行の実態に必ずしも即していない部分がある等との指摘がされている。」との課題を検討の背景として検討したようである。

「報告書」は「今後、本報告書を十分に踏まえ、新たな検討の場において、広く中小企業をはじめ、学識経験者、金融機関、中小企業会計の専門家等の中小企業関係者等が一体となり、新たな中小企業の会計処理のあり方を示すものが具体的に取りまとめられることを期待したい。」と結んでいる。

税理士は税務の専門家として、もともと法律家的側面を有しているが、一方、会計参与制度創設における税理士としての知見の活用にみられるように会計専門家としての側面をも有している。したがって、会計に関する各種の新たな情報、特に、中小企業の会計に関する情報を注視しなければならない。今後、「中小指

針」と並んで新たな指針（中小企業の会計処理のあり方）（注1、2）が設けられる可能性も否定できないことから、ここでは「報告書」における「検討の論点」及び「今後の対応の方向性」を紹介する。

（主要論点）

#### 1. 中小企業の会計に関する基本的な考え方

中小企業の会計のあり方を検討するに当たって、中小企業の成長に資するものであるべきという視点を議論の出発点とすることが重要である。中小企業における会計処理の方法は、経営者自身が会計ルールのユーザーである点が考慮されるべきである。

中小企業の会計処理のあり方は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行であって、次のようなものが望ましいと考えられる。

- ① 経営者が理解でき、自社の経営状況を適切に把握できる、  
「経営者に役立つ会計」
- ② 金融機関や取引先等の信用を獲得するために必要かつ  
十分な情報を提供する、「利害関係者と繋がる会計」
- ③ 実務における会計慣行を最大限考慮し、税務との親和性を  
保つことのできる、「実務に配慮した会計」
- ④ 中小企業に過重な負担を課さない、中小企業の身の丈に合った、  
「実行可能な会計」

#### 2. 検討対象の範囲

本研究会では、「Ⅱ 現状認識 1. 中小企業の実態」の属性を有する企業を対象に会計処理のあり方を検討する。金融商品取引法の規制の適用対象会社、会社法上の法定監査対象会社、会計参与設置会社等は、検討対象から除外する。

#### 3. 中小指針について

中小指針は、既に一定の幅を持った会計処理が認められており、殆どの勘定項目について、いわゆる税法基準での対応が可能となっているとの意見がある一方、会計参与が利用するものとして、一定の水準を保ったものとなっており、その他中小企業にとっては、高度で使いにくいものとなっている等の意見が大勢を占めた。

また、中小指針の個別勘定項目について、税効果会計、棚卸資産、有価証券等の項目において、中小企業にとって難しい又は使いにくい点があるとの指摘があった。

#### 4. その他

##### (1) 金融機関の観点から見た中小企業の会計

中小企業が見積もりによる時価評価を行って計算書類を作成したとしても、金融機関の審査期間が大幅に短縮されることにはならないとの指摘がされた。中小企業に対する金融機関の融資審査等では、リレーションシップ・バンキングの考え方が重視されている。

##### (2) 国際会計基準の影響の遮断又は回避

中小企業の会計処理のあり方について、IFRSを適用する必要はない。また、IFRSへのコンバージェンスが進む会計基準とは、一線を画して検討が行われるべきである。

##### (3) 確定決算主義の維持

中小企業の会計処理と法人税法で定める会計処理との親和性が保たれ、引き続き、確定決算主義が維持されるよう、双方の制度について検討が行われることが重要である。

##### (4) 記帳の重要性

自らの経営の確実性を示す上で、適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に、信頼性のある記帳を行うことが重要である。

##### (5) 分配可能額の差異

会計処理の方法が「一般公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当し、会社法上適法なものである限り、会計処理の方法が異なることにより生じる分配可能額の差異は、会社法上問題とはならないと考えられる。

##### (6) 管理会計

中小企業が自社の経営状況を把握し、事業環境の変化に適切に対応するとともに、経営戦略の策定や経営の意思決定に役立てる管理会計の適切な活用も重要である。

#### (今後の対応の方向性)

##### 1. 新たに中小企業の会計処理のあり方を示すものを取りまとめるに当たっての基本方針

ボリュームゾーンの中小企業を対象として、新たに会計処理のあり方を示すものを取りまとめるべきである。「Ⅱ 現状認識 1. 中小企業の実態」で挙げた属性を有する企業を主な適用対象とすべきである。基本方針とすべき事項は以下のとおり。

- ① 中小企業が会計実務の中で慣習として行っている会計処理（法人税法・企業会計原則に基づくものを含む。）のうち、会社法の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」と言えるものを整理する。

- ② 企業の実態に応じた会計処理を選択できる幅のあるもの（企業会計基準や中小指針の適用も当然に認められるもの）とする。
- ③ 中小企業の経営者が理解できるよう、できる限り専門用語や難解な書きぶりを避け、簡潔かつ平易で分かりやすく書かれたものとする。
- ④ 記帳についても、重要な構成要素として取り入れたものとする。

なお、新たに会計処理のあり方を示すものは、中小企業が、その成長に伴って、経営のあり方を発展させていくに際して、必要に応じて、適用する会計処理の方法を企業会計基準や中小指針へとスムーズに移行させることができるよう留意すべきである。その改訂作業は、数年に一度にとどめ、安定的なものとするべきである。今後、コンバージェンスが進むことが見込まれる企業会計基準とは、一線を画して、取りまとめ及び改訂作業を行うべきである。

（注1）上述の「中間報告」の他、平成22年8月30日、日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会、企業会計基準委員会などで構成する「非上場会社の会計基準に関する懇談会（座長：安藤英義専修大学商学部教授）」が、その検討結果を報告書として取りまとめ、公表している。

（注2）注1の報告書の検討結果に関しては、日本税理士会連合会機関紙「税理士界1273号（平成22年10月15日号）」において、懇談会座長の安藤英義教授がその概要を執筆しているので参考とされたい。

○中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会」中間報告書

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2010/download/100930IR-Z.pdf>

○「非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書」

[http://www.nichizeiren.or.jp/taxpayer/pdf/hijyojyokaikei\\_houkoku100830.pdf](http://www.nichizeiren.or.jp/taxpayer/pdf/hijyojyokaikei_houkoku100830.pdf)

以上